

田子町空き家等の適正管理に関する条例施行規則

平成25年6月14日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、田子町空き家等の適正管理に関する条例(平成25年田子町条例第21号。以下「条例」という。)第15条の規定により、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 条例第5条の規定による情報提供については、空き家等に関する情報提供書(様式第1号)を町長に提出する方法によるほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

(記録)

第3条 町長は、条例第5条の規定による町民等からの空き家等の情報の提供を受けたときは、次に掲げるものを作成するものとする。

(1) 空き家等の適正管理台帳(様式第2号)

(助言又は指導)

第4条 条例第7条の規定による助言又は指導については、空き家等の適正管理について(助言・指導)(様式第3号)によるものとする。

(勧告)

第5条 条例第8条の規定による勧告については、空き家等の適正管理について(勧告)(様式第4号)によるものとする。

(公表)

第6条 町長は、条例第9条に規定する公表を行う必要があると認める所有者等に、公表の予告及び弁明の機会の付与を行うものとし、空き家等の適正管理に関する公表予告書(様式第5号)を送付するものとする。

2 弁明は、公表期日の5日前までに空き家等の適正管理に関する公表前弁明書(様式第6号)を町長に提出して行うものとする。ただし、所有者等が口頭による弁明を求めたときは、この限りでない。

3 町長は、公表を行うときは、事前に空き家等の適正管理に関する公表通知書(様式第7号)を当該所有者等に通知するものとする。

4 町長は、条例第9条に規定する公表を行う必要があると認める所有者等が次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、その公表を猶予することができる。

(1) 所有者等が貧困により生活のため公私の扶助を受けていて、空き家等を適正に管理することが困難な場合又はこれに準ずると認められるとき

(2) 当該空き家等の所有権等をめぐり紛争中で、正当な所有者等の特定が困難なとき

(3) 勧告の期限までに改善に至らなかったものの、期限後6月以内に改善することを書面で誓約したとき

(4) 前3号に掲げるもののほか、特別な事由があると町長が認めるとき

(命令)

第7条 条例第10条の規定による命令については、空き家等の適正管理について(命令)(様式第8号)によるものとする。

(立入調査)

第8条 条例第11条第2項に規定する身分を証明する書類は、身分証明書(様式第9号)とする。

2 立入調査を実施するに当たっては、あらかじめ所有者等に対して立入調査実施通知書(様式第10号)を交付し、立入調査の趣旨及び内容を十分説明してから実施するものとする。この場合において、所有者等を確知できないときは、立入調査実施通知書により遅くとも立入調査を実施しようとする日の30日前までに公告しなければならない。

(戒告)

第9条 行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定による戒告については、戒告書(様式第11号)によるものとする。

(代執行令書)

第10条 行政代執行法第3条第2項に規定する代執行令書の様式については、様式第12号によるものとする。

(証票)

第11条 行政代執行法第4条に規定する執行責任者たる本人であることを示すべき証票の様式については、様式第13号によるものとする。

(補則)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

年 月 日

田子町長

様

住所
氏名
連絡先

空き家等に関する情報提供書

次のとおり、空き家に関する情報を提供します。

空き家と思われる建物の所有者もしくは関係人の氏名
空き家等の状況と位置

注：できるだけ詳しく状況を記入してください。また、空き家等の位置がわかる地図、略図等を添付するか、空き家等の状況と併せて上欄に記入して下さい。

様式第2号（第3条関係）

（表）

空き家等の適正管理台帳

		受理番号	
所在地	田子町		
建築物	フリガナ		電話
<input type="checkbox"/> 所有者	氏名		番号
<input type="checkbox"/> 管理者	郵便番号		
<input type="checkbox"/> その他	住所		
敷地	フリガナ		電話
<input type="checkbox"/> 所有者	氏名		番号
<input type="checkbox"/> 管理者	郵便番号		
<input type="checkbox"/> その他	住所		
空き家等の概要	登記年月日：昭和・平成 年 月 日 家屋台帳登載年月日：昭和・平成 年 月 日 用途：専用住宅・共同住宅・店舗兼住宅・店舗 その他（ ） 構造：木造・鉄骨造・RC・その他（ ） 階数：平屋建・2階建・3階建 延べ床面積 m ² 敷地面積 m ²		
情報提供	情報提供受理日	通報者氏名	住所
	年 月 日（ ）		電話番号
	空き家の状況		通報者と空き家との関係
手続き	実施年月日／結果	敷地・建築物等の状況	
	年 月 日（ ）		
	対象外・保留・立入調査 助言指導・勧告・公表 命令・代執行		
	年 月 日（ ）		
空き家始期	昭和・平成 年 月頃		
備考			

第 年 月 日

様

田子町長

印

空き家等の適正管理について(助言・指導)

田子町空き家等の適正管理に関する条例(平成 年田子町条例第 号。以下「条例」という。)第4条の規定により、所有者等は、所有等に係る空き家等が危険な状態にならないように自らの責任において当該空き家等を管理しなければならないことと定められています。

あなたが所有(管理・占有)する下記の空き家等につきましては、倒壊等の事故、犯罪、火災等の未然防止の目的上、危険な状態にあり、又は危険な状態になるおそれがありますので、速やかに措置を講じられるよう条例第7条の規定により下記のとおり助言・指導します。

なお、空き家等の所有(管理・占有)の状況等について間違っている場合、変更が生じている場合又は既に措置を済まされている場合は、御容赦願いますとともに、下記担当まで御一報くださるようお願いいたします。

記

所有者等の氏名及び住所	
空き家等の所在地及び種別	
助言・指導の内容	

田子町空き家等の適正管理に関する条例(抜粋)

(所有者等の責務)

第4条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が危険な状態にならないように自らの責任において適正に管理しなければならない。

(助言又は指導)

第7条 町長は、空き家等が現に危険な状態にあり、又は危険な状態になるおそれがあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置について、助言し、又は指導することができる。

担当：

様

田子町長

印

空き家等の適正管理について(勧告)

田子町空き家等の適正管理に関する条例(平成 年田子町条例第 号。以下「条例」という。)第4条の規定により、空き家等の所有者等は、当該空き家等が危険な状態にならないように自らの責任において適正に管理しなければならないことと定められています。

あなたが所有(管理・占有)する下記の空き家等につきましては、倒壊等の事故、犯罪、火災等の未然防止の目的上、危険な状態にあり、当該危険な状態が相当程度でありますので、速やかに措置を講じられるよう条例第8条の規定により下記のとおり勧告します。

なお、空き家等の所有(管理・占有)の状況等について間違っている場合、変更が生じている場合又は既に措置を済まされている場合は、御容赦願いますとともに、下記担当まで御一報くださるようお願いいたします。

記

所有者等の氏名及び住所	
空き家等の所在地及び種別	
勧告の内容	
履行期限	年 月 日
備考	この勧告に従わない場合は、条例第9条の規定により所有者等の氏名等を公表し、又は条例第10条の規定により期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令することがあります。

田子町空き家等の適正管理に関する条例（抜粋）

（所有者等の責務）

第4条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が危険な状態にならないように自らの責任において適正に管理しなければならない。

（勧告）

第8条 町長は、前条の規定による助言又は指導を行ったにもかかわらず、空き家等が現に危険な状態にあり、かつ、当該危険な状態が相当程度であると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（公表）

第9条 町長は、所有者等が前条の規定による勧告（以下「勧告」という。）に基づく措置を期限までにとらなかつたときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該所有者等の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- (2) 当該空き家等の所在地
- (3) 当該勧告の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 前項の規定による公表は、公告式条例（昭和30年田子町条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示により行うとともに、前項各号に掲げる当該事項を記載した標識を当該空き家等の敷地に設置することができる。

3 町長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を事前に与えなければならない。

（命令）

第10条 町長は、空き家等の所有者等が第8条の規定による勧告に応じないときは、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令することができる。

担当：

様

田子町長

印

空き家等の適正管理に関する公表予告書

あなたの所有（管理・占有）する 下記の危険な状態にある空き家等について、適正に管理するよう、 年 月 日付け で適正管理についての勧告を行ったところですが、勧告に沿った措置が講じられていないため、田子町空き家等の適正管理に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり公表することを予告します。

なお、改善の履行期限までに必要な措置をとることができなかつたやむを得ない理由等がある場合は、空き家等の適正管理に関する公表前弁明書を公表予定期間の初日から起算して5日前までに提出して下さい。

記

- 1 所有者等
氏名
住所
- 2 空き家等の所在地及び種別
所在地
種別
- 3 勧告の内容
- 4 公表予定期間及び公表方法
 - (1) 公表予定期間
年 月 日 () から当該空き家等危険な状態が解決するまでの期間
 - (2) 公表方法
掲示場に掲示するほか、標識を当該空き家の敷地に設置する

空き家等の適正管理に関する公表前弁明書

田子町長 様

申立人
氏名
住所
電話番号

年 月 日付け 第 号空き家等の適正管理に関する公表予告書で通知のあった空き家等の適正管理については、つぎのとおり理由により指定期日までに改善できなかったため、弁明します。

<弁明内容>

様

田子町長

空き家等の適正管理に関する公表通知書

あなたの所有（管理・占有）する下記の危険な状態にある空き家等について田子町空き家等の適正管理に関する条例に基づき適正に管理するよう助言・指導・勧告を行ってきたところですが、履行期限を過ぎても改善措置が取られないため、田子町空き家等の適正管理に関する条例第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり公表します。

- 1 所有者等
氏名
住所
- 2 空き家等の所在地及び種別
所在地
種別
- 3 勧告の内容
- 4 公表期間
年 月 日（ ）から当該空き家等の危険な状態が解決するまでの期間
- 5 公表方法
掲示場に掲示するほか、標識を当該空き家の敷地に設置する

様

田子町長

印

空き家等の適正管理について(命令)

田子町空き家等の適正管理に関する条例(平成 年田子町条例第 号。以下「条例」という。)第4条の規定により、空き家等の所有者等は、当該空き家等が危険な状態にならないように自らの責任において適正に管理しなければならないことと定められています。

あなたが所有(管理・占有)する下記の空き家等につきましては、 年 月 日付け 第 号で適正管理に係る勧告を行ったところですが、勧告に沿った措置が講じられていないので、履行期限までに措置を講ずるよう条例第10条の規定により下記のとおり命じます。

記

所有者等の氏名及び住所	
空き家等の所在及び種別	
命令の内容	
履行期限	
教示	<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、田子町長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、田子町を被告として(訴訟において田子町を代表する者は、田子町長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

田子町空き家等の適正管理に関する条例（抜粋）

(所有者等の責務)

第4条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が危険な状態にならないように自らの責任において適正に管理しなければならない。

(命令)

第10条 町長は、空き家等の所有者等が第8条の規定による勧告に応じないときは、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令することができる。

担当：

様

田子町長

印

立入調査実施通知書

田子町空き家等の適正管理に関する条例(平成〇〇年田子町条例第〇〇号)第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり空き家等の立入調査を実施するので、田子町空き家等の適正管理に関する条例施行規則(平成〇〇年田子町規則第〇〇号)第 8 条第 2 項の規定により通知します。

- 1 立入調査の対象となる空き家等
- 2 立入調査の日時 年 月 日() 午前・午後 時から
- 3 立入調査の趣旨及び内容

田子町空き家等の適正管理に関する条例(抜粋)

(立入調査)

第 11 条 町長は、第 7 条の規定による助言又は指導、第 8 条の規定による勧告、第 9 条の規定による公表、第 10 条の規定による命令を行う場合において必要があると認めるときは、当該必要の限度において、職員に必要な場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

担当：

様

田子町長

印

戒告書

年 月 日付け をもってあなたが所有(管理・占有)する下記の空き家等につきまして、措置を講ずるよう命じたところですが、命令に沿った措置が講じられていないので、下記のとおり履行期限までに措置を講じてください。

もし、履行期限までに措置を講じないときは、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)に定めるところにより田子町長において代執行します。

また、代執行に要する費用については、あなたから徴収するので、あらかじめ承知しておいてください。

以上、行政代執行法第 3 条第 1 項の規定により、戒告します。

記

所有者等の氏名及び住所	
空き家等の所在地及び種別	
命令の内容	
履行期限	年 月 日

担当：

様

田子町長

印

代執行令書

年 月 日付け をもってあなたが所有(管理・占有)する下記の空き家等につきまして、措置を講ずるよう戒告しましたが、措置が講じられていないことから、下記のとおり代執行するので通知します。

記

所有者等の氏名 及び住所	
空き家等の所在地 及び種別	
代執行の内容	
代執行期日	年 月 日
代執行責任者	
代執行費用概算 額	円 上記費用は見積概算額であり、実際に要した費用の額は後日通知するので、送付された納付書により納付すること。
教示	この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、田子町長に対して異議申立てをすることができます。 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、田子町を被告として(訴訟において田子町を代表する者は、田子町長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

担当：

様式第13号（第11条関係）

(表)		
執行責任者証		
写真貼付欄	次の職員は空き家等に係る措置の代執行の執行責任者である。 所属 職名 氏名 生年月日 年 月 日	55mm
年 月 日 田子町長		印
90mm		
(裏)		
注意 1 この証票は、空き家等に係る措置の代執行を執行する際に必ず携帯しなければならない。 2 この証票は、関係人の請求があったときは、速やかに提示しなければならない。 3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。		55mm
90mm		